

別記①令和6年度離職者等委託訓練計画(補足資料)

(1)企画提案について

企画提案は、1つの訓練分野（実施地域）につき、1つの訓練科目を提案するものとする。ただし、「情報ビジネス（東濃（恵那・中津川）、飛騨）」、「CAD（岐阜）」の応募枠については、同一の「訓練分野（実施地域）」の中で、複数の訓練科目を提案することを可とする。その場合、訓練科目ごとに企画提案書を作成すること。

【例】実施計画数45人、定員15人×3コース、開講月（6月、9月、1月）、訓練期間3～5ヶ月の場合、下記のような提案パターンも可能である。なお、提案書は科目ごとに作成する。

提案書 1 : CAD機械設計科（訓練期間3ヶ月）×1回（9月開講）

提案書 2 : CAD機械設計科【実習付き】（訓練期間5ヶ月）×2回（6月、1月開講）

(2)訓練分野「情報ビジネス+ IT活用」について

「情報ビジネス+ IT活用」には、以下の①～③の内容を盛り込むこと。①～③の具体的なカリキュラムは、「実務に役立つIT活用力習得コース」の仕様書 別紙3「モデルカリキュラム及び補足資料」を基に作成すること。

- ① 世の中にどのようなITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているのか、どのような場面で活用されているのかについて理解する。
- ② 従事する業務の課題解決場面に有用なITを選定し、目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力を習得する。
- ③ ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識を習得する。

(3)訓練分野「情報ビジネス（就職氷河期世代）」について

「情報ビジネス（就職氷河期世代）」は、主な対象者を就職氷河期世代として（対象者を同世代のみとするものではない）、パソコンスキルを身に付け、正社員として就職することを目指すものとし、以下の①～④の内容を盛り込むこと。また、①と③についてはグループワークを必ず行うこと。

なお、訓練受講者の選考においては、県と協議の上、就職氷河期世代が優先される方法により行うこととする。

また、訓練修了後3ヶ月以内においては、訓練受講者の就職促進に努めるとともに、就職者の定着を図るため、就職後の悩み相談があった場合は適切な助言等を行うこと。

- ① 仕事の基本を学ぶ
 - ・ ビジネスマナー及び職場でのコミュニケーションを円滑にするために必要な能力を習得する。
- ② パソコン実習
 - ・ Word、Excel、PowerPoint等を使用して、実践的なビジネス文書を作成する能力を習得する。
- ③ 就職試験及び面接対策
 - ・ 就職試験及び面接の対策に必要な講義を行い、就職活動に必要なスキルを習得する。
- ④ 企業実習
 - ・ 訓練受講者と企業をマッチングのうえ、企業において2週間以上の実習を行い、職場における実践能力を習得する。

(4)訓練分野「介護員養成（知識等習得コースのみ）」について

以下に該当する研修が含まれる職業訓練を実施するものであること。

- ・介護職員初任者研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修）
- ・訓練カリキュラムに職場見学、職場体験、職場実習のいずれかを複数施設で6時間以上組み込むこと。

(5)訓練分野「モノづくり技能」について

- ・ 製造分野における機械加工、金属加工及び図面作成等の知識、技能を習得する。また、製造分野で活用できるデジタル技術を習得できる訓練をカリキュラムに含めること。

(6)訓練分野「産業人材育成」について

- ・ 事業者の提案により、訓練分野を定めることとする。提案する訓練分野については、下記a～cのいずれかに該当するものとすること。また、自動車免許（大型、中型、大型特殊、牽引等）の取得に関するもの、デジタル訓練促進費の対象となるデジタル分野の訓練は対象外とする。

a) 需要の拡大が期待される航空宇宙、医療福祉機器、次世代エネルギー等の成長産業

b) 県の主要産業である製造業（金属加工、機械加工、電気設備等）

c) その他、地域の産業や、求人・求職者双方のニーズがある産業

(7)訓練分野「新情報産業」及び「Webプログラミング」について

- ・ ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対

- 策、WEB デザイン等に係る技能等を付与する訓練をデジタル分野という。
- ・ 訓練分野「新情報産業」及び「Web プログラミング」においては、取得目標とした資格等の資格取得率及び就職率の目標を達成した場合に、委託費（デジタル訓練促進費）上乗せの対象となる「デジタル分野コース」として実施することも可能とする。
 - ・ 事業者は、下記①又は②から取得目標とする資格を選定する。
 - ① 取得目標とする IT スキル標準（ITSS）レベル 1 以上の資格について、NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」から選定し、提案内容整理票及び企画提案内容に明記のうえ提案するものとする。（例：OCJP Silver、CCNA、PHP 技術者認定初級試験、IT 検証技術者レベル 1、基本情報技術者など）
 - ② 国が示す Web デザイン関係の資格から選定し、提案内容整理票及び企画提案内容に明記のうえ提案するものとする。（例：WEB クリエイター能力認定試験（エキスパート）、Illustrator クリエイター能力認定試験（エキスパート）など）
 - ・ ①、②ともに目標とする資格を複数することは可とする。
 - ・ ①、②で示された資格取得を目指すコースとする場合は、様式 2 提案内容整理票に、取得可能資格を明記すること。
 - ・ 訓練生の募集に当たっては、当該資格の取得を目指す訓練コースであることを募集案内等に明記すること。
 - ・ 「デジタル分野委託訓練チェックシート」（様式第 16 号）とともに、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。

※「ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」又は「国が示す Web デザイン関係の資格取得」の取得を希望される方は、県において配布しますのでお申し出ください。

(8) 訓練分野「DX 推進スキル標準」について

- ・ デジタル分野のうち、「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとすること。
- ・ 「デジタル分野委託訓練チェックシート」（様式第 16 号）とともに、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類を提出すること。
- ・ 事業者の提案により、DX 推進スキル標準に対応した訓練と他分野訓練を合わせた訓練内容とすることができる。
- ・ 提案する他分野訓練は既出の訓練分野と重複してもよい。
- ・ 他分野訓練を合わせた訓練とする場合は、DX 推進スキル標準に該当する訓練時間が総訓練設定時間から就職支援除いた時間の 50%以上となるようにすること。

(9) DX 推進スキル標準対応コースについて

- ・ 訓練分野「新情報産業」及び「Web プログラミング」においても、「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムを実施する場合には、「DX 推進スキル標準対応コース」とする。
- ・ 上記の場合、DX 推進スキル標準に該当する訓練時間の下限設定は設けないが、訓練分野「新情報産業」及び「Web プログラミング」の仕上がり像を達成できるようなカリキュラムとなるよう注意すること。
- ・ デジタル分野以外の訓練分野については、「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれている場合でも、委託費の上乗せ対象とはならない。

(10) 訓練分野「IT 活用」について

- ・ 「IT を使いこなす力」の習得を目的とし、下記の者を主な対象者とする（対象者を制限する趣旨ではない。）。
 - a) PC を過去の業務又は日常生活で使用したことがあり、起動方法やキーボード等の使い方など基本的な操作を行える者
 - b) 電子メールやウェブブラウザなど汎用的なアプリケーションを使用したことがある者
- ・ 訓練には以下の①～③の内容を盛り込むこと。具体的には、「実務に役立つ IT 活用力習得コース」の仕様書 別紙 3 「モデルカリキュラム及び補足資料」を基に実施すること。
 - ① 世の中にどのような IT があり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているのか、どのような場面で活用されているかについて理解する。
 - ② 従事する業務の課題解決場面に有用な IT を選定し、目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力を習得する。
 - ③ IT を安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識を習得する。

(11)訓練分野「大型自動車免許」について

- ・自動車教習施設における大型自動車一種免許の学科及び実技のほか、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的なカリキュラムとすること。
- ・過去に本コースを実施し、就職率が80%未満となったことがある委託先機関については、その要因や改善状況を確認し、就職率が80%以上になる見込みがあると判断できる場合に限り、委託の対象とする。

(12)託児サービスの設定について

託児サービスの設定が必須でないコースに任意で設定することは可能。その場合、託児定員は最少1人から任意の数とする。

(13)オンラインによる訓練について

令和2年度に委託訓練実施要領が改正され、訓練の実施方法としてオンライン（通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの）による訓練が認められたため、次の要件を満たす場合には、一部オンラインによる訓練を実施することが可能。

なお、オンラインによる訓練を実施する場合は、企画提案書に明記すること。

- ・学科、実技の科目について、オンラインによって行うことができる。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。
- ・「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とする。
- ・通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。
なお、通所による訓練の実施に当たっては、訓練効果を高める時期に設定すること。
- ・オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。
- ・オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）について、訓練生に無償で貸与できない場合においては、訓練生が自ら用意する又は有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。
- ・オンラインによる訓練の受講に必要な設備・推奨環境（委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。）、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、訓練説明会等においても説明すること。

(14)訓練分野「CAD」について

- ・「第1回岐阜県職業能力開発促進協議会」（令和5年11月13日開催）の資料2「公的職業訓練効果検証報告書」8ページ（5）まとめを踏まえた上で、訓練を企画し、体制を整えること。
- ・「第1回岐阜県職業能力開発促進協議会」（令和5年11月13日開催）の資料2「公的職業訓練効果検証報告書」は、下記、岐阜労働局のホームページで公開
https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-rooudoukyoku/banner_link/0116kunnrenn_kyougikai.html
- ・訓練分野「産業人材育成」でCADのコースを提案する場合も、上記には注意のこと。